

項目	内容	
ホームの目的	<p>児童自立生活援助事業は、児童の自立を図る観点から義務教育終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所し、就職する児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（援助の実施）を行い、あわせて援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。</p>	
ホームの理念	<p>①自立援助ホームの原点 ホームは、社会的養護を必要としながら、福祉、医療、労働、司法などの制度の狭間で支援を受けられなかった子どもたちを対象に、「誰一人も見捨てない」、「最後の砦」という思いを持つ人々によって開設された歴史がある。</p> <p>②大切にされる経験の保障 大切にされる経験が保障されなければ、人への信頼感を獲得し、成長していくことは難しい。したがって、自立援助ホームでは、「しつけ」や「指導」を優先するのではなく、利用者の自尊心が育まれる受容的、支持的関わりを中心とした支援を行うことが大切である。</p> <p>③真剣に向き合う姿勢 丁寧な生活の営みの中で、時にはスタッフと利用者との真剣なぶつかり合いが心の糸に触れ、信頼関係を築くことになる。利用者と真剣に向き合うことを基本に支援していくことが自立援助ホームの理念の一つである。</p> <p>④継続する支援 ホームでの目標は、基本的な生活習慣や金銭管理、生活技術の獲得以上に、利用者がスタッフとの信頼関係を築き、困った時に相談できるようになることが重要となる。</p>	
利用者	<p>利用者の年齢及び入退居の手続き等</p> <p>*平成28年「児童福祉法」改正により、対象児童が拡大していることに注意</p>	<p>ホームの対象児童は、義務教育を終了した20歳未満の児童等となっており*、里親やファミリーホームへの措置委託や社会的養護関係施設での措置を解除された児童、あるいは都道府県知事が自立のための援助及び生活指導等が必要と認めた児童である。</p> <p>入居の手続きは、本人の申し込み及び当該ホームが代行して児童相談所に申請を行い、児童相談所が当該ホームに受け入れの可否を確認し、委託措置を決定することで入居となる。また、退居の手続きについても入居と同様に、本人の意向を尊重し、児童相談所と協議した上で、委託措置解除の決定をもって退居となる。</p>
利用者の特徴と背景	<p>①厳しい養育環境（「児童養護施設入所児童等調査平成25年2月1日」） 家庭からの入居者（47.1%）、児童福祉施設等から（35.9%）。 入居者の27.4%が、両親がいないか不明。 65.7%が被虐待経験あり。</p> <p>②複合的な課題を抱えている利用者 被虐待経験、常識的行動に欠ける、障害有</p>	

項目	内容	
利用者	利用者の特徴と背景	③中卒・高校中退の学歴 不登校、非行、保護者の経済的問題
	入居期間等	ホームの利用期間は、 <b>短期間</b> であり、必ずしも望ましい形で退居する利用者だけとは限らない。退居後に実社会に出て経験を積むことで、真の自立を達成する支援方法を用いるからである。
支援のあり方の基本	基本的な考え方	深く傷ついている利用者に対し、はじめは「 <b>ありのままで良い。</b> 」というメッセージを日頃の生活場面を通して利用者が感得できるように伝える努力が求められる。 決して <b>規則</b> 優先の生活環境であってはならない。
	丁寧な生活の営み	ホームは、5名から最大でも20名定員の <b>グループホーム</b> であり、ほとんどが <b>6名</b> 定員のホームである。スタッフ、利用者同士の語らいの環境づくりを大切にし、自尊心が育まれる心配りを可能にすることが「 <b>丁寧な生活の営み</b> 」の保障と言える。
	信頼関係の再構築	<b>大切にされる</b> 経験なくして他者への優しさは育たないとも言われる。ホームは、スタッフと利用者の信頼関係の構築の場でもある。
	主体性の尊重	利用者の <b>主体性</b> を尊重し、 <b>自己選択</b> 、 <b>自己責任</b> の機会を保障し、困難を乗り越える力が獲得されるように支援していくことが大切である。
	就労への定着化	ホームは、若くして自立を余儀なくされている利用者に対し、自分で <b>収入</b> を得て自活できるよう支援する場所でもある。限られた条件であっても、利用者と一緒に仕事を探し、採用されるように履歴書の書き方、面接の練習などの支援も行い、採用後は就労を継続できるように、職場訪問や上司に連絡を取るなどして仕事の様子や職場での人間関係などの情報を得ながら継続できるよう支援することが重要である
	支援を担うスタッフのあり方	誠実に聴くという行為と生活の営みの中で、「細やかな <b>気遣い</b> 」と「さりげない <b>言葉がけ</b> 」を常に意識することが大切である。
	家族環境調整	<b>児童相談所</b> や関係機関と連携し、利用者と家族との関係調整を行う必要がある。
	退去者への支援	ホームが「 <b>心の安全基地</b> 」として機能することが重要である。
	地域とのつながりと連携	ホームが継続的に運営されていくためには、地域からの理解と様々な支援を受けられる関係にあることが不可欠である。

項目	内容
ホームの将来像	<p>(1) 自立援助ホームの現状 建物が賃貸の場合は<b>家賃補助</b>が認められ、収入の少ない利用者には、措置費の中で<b>医療費</b>を補助することも実現している。</p> <p>(2) 機能の多様化</p> <p>①20歳までの一貫した<b>自立支援機能</b> 児童養護施設の自立支援機能も強化されつつあるが、児童養護施設とともに、児童の就労自立を支援するための機能を果たすことは、これまでもこれからも自立援助ホームの重要な役割と言える。</p> <p>②社会的養護経験のない児童のための<b>自立支援機能</b></p> <p>③<b>医療的</b>な支援等、個別支援を可能にする<b>自立支援機能</b></p> <p>④<b>就学支援機能</b> <b>高校卒業</b>資格取得が得られるよう支援することができる自立援助ホームがますます必要となっている。</p> <p>⑤20歳以降の<b>青年期支援機能</b> ホームの役割として<b>青年期支援</b>は、今後の大きな検討課題である。</p> <p>⑥<b>地域相談支援機能</b></p> <p>⑦<b>退居者支援機能</b> <b>退居者</b>のために準備されたアパートなどは、<b>ステップハウス</b>と呼ばれているが、退居後、経済的困窮に陥り生活基盤を失ったことから緊急の生活支援が必要となる場合もあることから、今後ますます必要となってくると考えられる。</p>
ホームとその他の施設の相互利用	<p>児童養護施設や児童自立支援施設を退所し自立援助ホームを利用することが多いが、生活体験の乏しさや情緒的未熟さが顕著であり就労すること自体困難な場合も少なくない。そのため、再度施設での支援に委ねたり、一定期間を経て再度自立援助ホームを利用するなどの相互利用ができるようにすることが必要である。</p>